

## 中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業に係る(介護予防)福祉用具貸与の取扱いについて

### 1 算定対象について

#### (1) 算定対象となるサービス提供について

運営支援金の算定対象となるためには、①から③の要件を満たす必要があります。なお、詳細については(2)以降を参照してください。

- ① (介護予防)福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具専門相談員※(2)が、中山間地域にある要介護者(要支援者)の居宅(事業所所在地から居宅までの移動距離が片道10.5km以上であること)※(3)に訪問し、要介護者(要支援者)等に対して行うモニタリング(病気その他の理由により家族等のみに行うモニタリングを含む。)※(4)を対象とします。(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「居宅基準」という。)」第199条の2第5項、「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「予防基準」という。)」第278条の2第5項を参考)
- ② 対象となる算定回数はモニタリングの実施日を基準とし、月に1回を上限※(5)とします。
- ③ 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録する必要があります。※(6)(居宅基準第199条の2第6項、予防基準第278条の2第6項を参考)

Q. 貸与している福祉用具のメンテナンスのために要介護者(要支援者)の居宅を訪問しましたが、運営支援金の対象になりますか。

A. 福祉用具のメンテナンスのみでは対象にはなりません。なお、福祉用具のメンテナンスの他にモニタリングも行った場合には対象となります。

Q. 運営支援金の対象はモニタリングとしているが、(介護予防)福祉用具貸与計画作成に係るアセスメントや福祉用具の搬入・指導などは、なぜ対象にしていないのですか。

A. 令和6年度から運営支援金の対象サービスとなっている居宅介護支援ではモニタリングを対象としており、居宅介護支援との均衡を図るため、モニタリングを対象にしています。

Q. (介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護と(介護予防)福祉用具貸与を併用していますが、運営支援金の対象になりますか。

A. 算定対象(上記(1)①から③まで)の要件を満たす場合には対象となります。

#### (2) 福祉用具専門相談員について

福祉用具専門相談員とは、介護保険法施行令第4条第1項各号のいずれかに該当する者をいいます。(介護保険法施行令第4条第1項)

#### (3) モニタリングの実施場所・居宅について

- ① 居宅には介護保険法施行規則第4条に規定する施設(養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居室)等を含みます。

- ② (介護予防) 福祉用具貸与は居宅要介護者又は居宅要支援者を対象としているため、居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の支給対象となっている場合には居宅で生活していると判断して差し支えありません。(介護保険法第8条第12項及び第8条の2第10項、第41条第1項、第53条第1項)

**【住民登録地(以下「住民票」という。)と実際の居住地(モニタリング場所)との対象の可否】**

住 民 票	実際の居住地 (モニタリング場所)	判 定
中山間地域 (10.5km 以上)	左記と同じ	対 象
	住民票以外の中山間地域 (10.5km 未満)	対象外
	住民票以外の中山間地域 (10.5km 以上)	対 象
	中山間地域以外 ※2	対象外
	中山間地域の居宅以外の場所	対象外
中山間地域 (10.5km 未満)	左記と同じ	対象外
	住民票以外の中山間地域 (10.5km 未満)	対象外
	住民票以外の中山間地域 (10.5km 以上)	対 象
	中山間地域の居宅以外の場所	対象外
中山間地域以外	中山間地域 (10.5km 未満)	対象外
	中山間地域 (10.5km 以上)	対 象
	中山間地域の居宅以外の場所	対象外

※1 括弧書きの距離数は事業所所在地から居宅までの移動距離

※2 実際の居住地が中山間地域以外の場合には距離にかかわらず対象外

Q. 要介護者 (要支援者) の居宅を訪問せずに電話などでモニタリングを行った場合には対象になりますか。

A. 居宅を訪問せずに電話などでモニタリングを行った場合には対象にはなりません。

**(4) モニタリングの相手方について**

原則、要介護者 (要支援者) 本人に対するモニタリングを対象とします。ただし、居宅への訪問の際に病気や不在などにより要介護者 (要支援者) 本人に対してモニタリングが実施できず、必要に応じて、その家族又は家族以外で介護を行っている者に対してモニタリングを実施した場合には、対象として差し支えありません。

Q. 要介護者 (要支援者) の居宅を訪問しモニタリングを行ったが、その際に要介護者 (要支援者) 本人は病院受診のため不在であったため、同居家族から聞き取りを行い、後日、要介護者 (要支援者) 本人に対して電話により聞き取りを行った場合には、運営支援金の対象になりますか。

A. 要介護者 (要支援者) の居宅を訪問し、病院受診のため不在などの理由により同居家族等から聞き取りを行っている場合は、同居家族等に対するモニタリングは対象になります。なお、後日行った要介護者 (要支援者) 本人に対する電話によるモニタリングは対象

にはなりません。

#### (5) モニタリングの実施時期について

(介護予防)福祉用具貸与と(介護予防)福祉用具販売との選択制となっている対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、(介護予防)福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとされています。(居宅基準第199条の2第5項、予防基準第278条の2第5項)

上記以外には具体的な実施時期の定めはなく、要介護者(要支援者)本人の希望や置かれている環境、疾病、身体状況の変化及び今後の見通し等、利用者ごとの状況を踏まえて、適宜適切な時期を検討する必要があります。

Q. 運営支援金の対象になるモニタリングは月1回とありますが、毎月実施しなければ運営支援金の対象にはなりませんか。

A. 月1回は上限ですので、毎月実施しなければ運営支援金の対象にならないことはありません。利用者ごとの状況を踏まえて、適宜適切な時期にモニタリングを行い、要介護者(要支援者)の居宅を訪問して行ったモニタリングの実施回数に応じて運営支援金を交付することになります。

Q. 運営支援金の対象になるモニタリングは月1回とありますが、例えば、5月1日と5月31日にモニタリングを行った場合には対象になりますか。

A. 月1回とは、同じ月の初日から末日までの間に行ったモニタリングのうち1回が対象になります。本事案の場合には5月に2回行っていますので、どちらか一方のみが対象になります。

Q. 運営支援金の対象になるモニタリングは月1回とありますが、例えば、4月30日に要介護者(要支援者)の居宅に訪問しモニタリングを行いました。その結果を翌日(5月1日)に記録した場合には何月分とすればよろしいですか。

A. モニタリングの実施日が基準となりますので、本事案の場合には4月分としてください。

#### (6) モニタリング結果の記録様式・項目について

モニタリング結果の記録様式・項目については、国が定める記録様式・項目はありませんが、必要に応じて、運営支援金の対象として報告されたモニタリングの結果記録を確認する場合がありますので、**①モニタリングの実施日・相手方(利用者・家族など)・実施方法(訪問(場所)・電話など)、②(介護予防)福祉用具貸与計画に記載する目標に対する達成状況や利用者の心身の状況、③次回モニタリング予定時期が分かるように記録してください。**

なお、全国福祉用具専門相談員協会のホームページにふくせん版「モニタリングシート」が公表されていますので、必要に応じて参考としてください。

Q. モニタリング結果記録はどのぐらいの期間保存が必要ですか。

A. その完結の日（契約終了により一連のサービス提供が終了した日）から5年間保存してください。（東三河広域連合介護保険条例第6条及び東三河広域連合介護保険規則第13条）

Q. 要介護者（要支援者）の居宅を訪問しモニタリングを行った結果、（介護予防）福祉用具貸与計画の変更の必要性はなく、当該計画の変更を行わなかった場合にも運営支援金の対象になりますか。

A. （介護予防）福祉用具貸与計画の変更の有無については運営支援金の対象要件に含まれていないため、当該計画変更の有無が運営支援金の対象の可否に影響を及ぼすことはありません。

Q. モニタリングを実施し、その結果を記録しましたが、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に報告する必要がありますか。

A. モニタリングを実施した場合には、運営支援金の対象の有無にかかわらず、居宅基準第199条の2第6項又は予防基準第278条の2第6項の規定により報告する必要があります。

## 2 申請・実績報告について

サービス提供月（モニタリング実施月）	申請・実績報告期間
4月から9月まで	10月1日から10月15日まで
10月から翌年3月まで	3月1日から3月31日まで

※事業を廃止又は休止する場合には、随時申請・実績報告は可

Q. （介護予防）福祉用具貸与は、なぜ6ヵ月に1回申請・実績報告すればよいのですか。

A. 選択制対象福祉用具の貸与については、利用開始後6ヵ月以内に少なくとも1回モニタリングの実施が義務付けられているなど必ず毎月訪問や送迎が発生する他サービスとは性質が異なるためです。

Q. 利用者Aに対して4月と7月、利用者Bに対して5月と8月、利用者Cに対して6月と9月に訪問によりモニタリングを実施し、そのモニタリング結果を記録し、当該記録を担当の指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）に報告しました。その後、4月から9月までのモニタリング分を10月15日に申請・実績報告する場合には、4月から9月までの総回数で報告すればよいのか、又は各月ごとに分けて報告する必要がありますか。

A. 申請書兼実績報告書兼請求書（様式第3（その1））の「交付申請（請求）額」欄には令和〇年4月から令和〇年9月までの総額を記載し、「対象居宅サービス等の実施期間」欄には令和〇年4月1日から令和〇年9月30日と記載してください。

また、様式第3（その2）についてはサービス提供月（モニタリング実施月）ごとに作成の上、添付してください。

Q. 申請対象事業者となるためには、初回申請時に「申請対象事業所届出書（様式第1）」の提出が必要となっていますが、（介護予防）福祉用具貸与でも他サービスと同様に初回申請時に提出すればよろしいですか。

A. 初回申請時までには提出いただければ結構です。例えば、4月から9月までのサービス提供分（モニタリング実施分）を10月15日に申請・実績報告する場合には、その際に「申請対象事業所届出書（様式第1）」を併せて提出いただければ結構です。

Q. 4月から9月までのサービス提供分（モニタリング実施分）を10月10日に申請・実績報告しました。その後、対象となる要介護者（要支援者）2名が漏れていることが判明しましたので、2名を追加できますか。

A. 申請・実績報告期間内（10月15日まで）であれば追加できますが、それ以降の場合には追加できません。また、対象の要介護者（要支援者）として報告しましたが、実際には対象外であったなど運営支援金の返還が生じる場合には、申請・実績報告期間にかかわらず、報告が必要となります。